



～家族で「選挙」のことについて話してみませんか？～

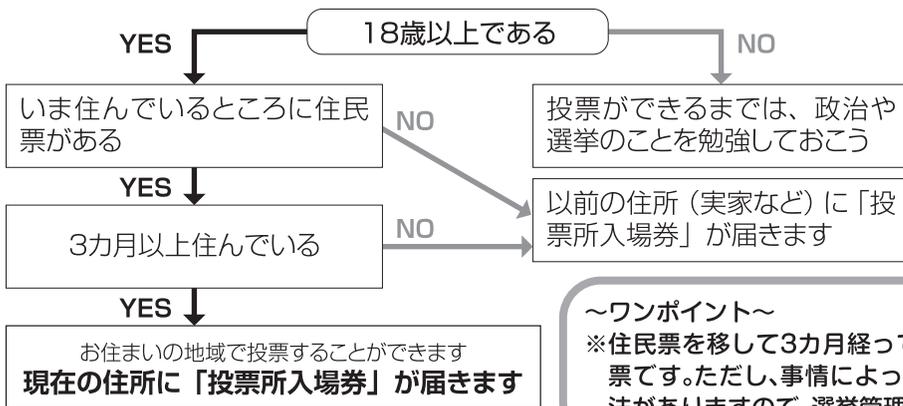
NO.15

いよいよ新年度のスタートです。新たな環境のもと、生活スタイルが変化するかもしれない有権者のご家族向けに、今回は「もし引っ越ししたら、投票ってどこです？」といった疑問について、フッキーがお伝えします。

まず、選挙で投票するには、18歳以上であること以外に「選挙人名簿」に登録されている必要があるよ。「選挙人名簿」は住民票のある市区町村で作成されるけど、3カ月以上住んでいることが必要だよ。



【住民票と投票に行く場所のルール】☆YES or NOで確認だ！



有権者のみんな、**注目！**

～ワンポイント～
 ※住民票を移して3カ月経っていない場合は、旧住所地で投票です。ただし、事情によって戻れない方のための投票方法がありますので、選挙管理委員会に確認してください。

笛吹市選挙管理委員会
笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎ 055(262)4111